

議案第88号

安曇野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市個人情報保護条例（平成18年安曇野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「公文書をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報であって、実施機関の職員がその職務に関して作成又は取得し、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、実施機関が保有している公文書に記録されているものをいう。

第9条第1項中「ために個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第12条第2項中「法定代理人」の次に「（特定個人情報にあつては、未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下同じ。）」を加える。

第19条第1項中「個人情報が」を「個人情報が第8条の規定に違反して収集されたものであるとき、」に改め、「第9条第1項」の次に「、第9条の2第1項、第9条の3」を、「いるとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（個人情報の提供先への通知）

第22条の2 実施機関は、個人情報の全部又は一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

第23条中「前条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第25条中「手続き」を「手続」に改める。

附則第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第2条 安曇野市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第9条の2第2項中「ために特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第18条第1項及び第19条第1項中「自己の個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第22条の2中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

平成27年8月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 89 号

安曇野市ふるさと寄附基金条例

(設置)

第 1 条 ふるさと納税制度（地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号）により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に関する寄附金に係る控除の特例をいう。）を活用して安曇野市を応援するために寄せられた寄附金を、それぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき、安曇野市ふるさと寄附基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する事業に要する経費の財源として活用する場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 90 号

安曇野市手数料条例の一部を改正する条例

安曇野市手数料条例（平成 17 年安曇野市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。
別表中第 11 項を第 12 項とし、第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に関する事務

区分	金額
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 7 条の規定に基づく通知カードの再交付	1 件につき 500円

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第91号

安曇野市社会就労センター条例の一部を改正する条例

安曇野市社会就労センター条例（平成17年安曇野市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第1条中「身体」の前に「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、」を加える。

第2条の表中「

安曇野市豊科社会就労センター	安曇野市豊科4095番地1
安曇野市豊科社会就労センター 上川手分場	安曇野市豊科田沢4917番 地

」を

「

安曇野市豊科社会就労センター	安曇野市豊科4095番地1
----------------	---------------

」に改める。

第3条を次のように改める。

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- （1）社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設に関する事業
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に係る支援に限る。）を行う事業

第9条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項を次のように改める。

利用者のうち第8条第2項に規定する者は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

第7条第2項中「利用料」を「利用料金」に、「100分の10以内で市長の定める額」を「100分の3を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第7条を第11条とする。

第6条の見出し中「利用の」の次に「許可の」を加え、同条各号列記以外の部分及び第2号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第4号中「市長が認めた」を「認められる」に改め、同条を第10条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第4条第2項中「市長は、各センター」を「指定管理者は、センター」に改め、同条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第4条第1項の規定によるものであって、かつ、センターの設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- (4) センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務(休日)

第6条 センターの休日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

(利用時間)

第7条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

平成27年8月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第92号

安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例の一部を改正する条例

安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例（平成17年安曇野市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「午後10時」を「午後9時30分」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2） 休館日 12月28日から翌年の1月4日までの日

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 会議室等の利用料金

名称	1時間当たりの利用料金
和室	270円
調理実習室	690円
農事実習室	270円
大会議室	340円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 利用者が入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合は、既定の料金の2倍に相当する額を徴収する。
- 3 暖房を利用する場合は、利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 前各項の規定により計算した利用料金に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 多目的ホールの利用料金

名称	1時間当たりの利用料金			
	A	B	C	D
多目的ホール	600円	1,200円	1,800円	6,000円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 利用料金の区分
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 暖房を利用する場合は、利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。

る。

4 多目的ホールの照明料は、1 時間当たり200円とする。

5 前各項の規定により計算した利用料金に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例の規定は、平成28年4月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

平成27年8月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 93 号

安曇野市三郷農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 安曇野市三郷農村環境改善センター条例（平成 17 年安曇野市条例第 173 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「別表」を「別表第 1 又は別表第 2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

施設の利用に係る利用料金

区分	利用料金		
	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで
多目的ホール	1,000円	1,600円	2,000円
農産加工室（加工を目的とする場合を除く。）	900円	1,300円	1,700円
和室研修室	700円	1,000円	1,400円
営農部会室	800円	1,100円	1,500円

備考

- 1 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、利用料金に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 暖房を利用する場合は、利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 8 条関係）

農産加工室（加工を目的とする場合に限る。）に係る利用料金

区分		単位	利用料金	備考
洗 浄	米	1 キログラム	50円	
	大豆	13キログラム	500円	
	果実	1 釜	1,100円	
	その他洗浄	1 キログラム	100円	
加 工	みそ	13キログラム	5,300円	こうじ菌代を含む。
	こうじ	1 キログラム	300円	こうじ菌代を含む。
	みそ炊きのみ	1 キログラム	300円	
	みそ二番ごし	40キログラム	600円	

豆腐	1 キログラム	700円	にがり代を含む。
ジャム	1 キログラム	400円	
ケチャップ	1 キログラム	400円	
野菜ソース	1 釜	4,200円	
果実ジュース	1 本	300円	1.8リットル瓶
	1 本	200円	1 リットル瓶
	1 本	100円	0.63リットル瓶
野菜ジュース	1 本	400円	1.8リットル瓶
	1 本	200円	1 リットル瓶
	1 本	100円	0.63リットル瓶
果実瓶詰め	1 キログラム	200円	
おこわ	1 セイロ	700円	
のし餅	1 臼	800円	
お供え餅	1 臼	600円	
屋根餅	1 臼	600円	
こんにゃく	1 工程	1,800円	
そば、うどん	1 工程	800円	

第2条 安曇野市三郷農村環境改善センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

1 会議室等の利用料金

名称	1 時間当たりの利用料金
農産加工室（加工を目的とする場合を除く。）	690円
和室研修室	200円
営農部会室	270円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 利用者が入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合は、規定の料金の2倍に相当する額を徴収する。
- 3 冷暖房を利用する場合は、利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 前各項の規定により計算した利用料金に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 多目的ホールの利用料金

名称	1 時間当たりの利用料金			
	A	B	C	D
多目的ホール	600円	1,200円	1,800円	6,000円

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 利用料金の区分
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 暖房を利用する場合は、利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 多目的ホールの照明料は、1 時間当たり 200円とする。
- 5 前各項の規定により計算した利用料金に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日（以下「施行日」という。）から、第 2 条の規定は平成28年 4 月 1 日までの間において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 1 条の規定による改正後の安曇野市三郷農村環境改善センター条例の規定は、施行日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の安曇野市三郷農村環境改善センター条例の規定は、平成28年 4 月 1 日以後の施設の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 94 号

安曇野市公園条例の一部を改正する条例

安曇野市公園条例（平成 17 年安曇野市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（グラウンドの特例）

第 17 条 第 5 条、第 7 条から第 9 条まで、第 11 条、第 13 条及び第 16 条の規定にかかわらず、ふるさと公園（グラウンドに限る。）の管理及び使用の許可等については、安曇野市体育施設条例（平成 18 年安曇野市条例第 26 号）の例による。

別表第 1 中

「

かじかの里公園キャンプ施設	1 人 1 日につき（当日から翌日午前 9 時まで は、1 日とみなす。）	大人 100 円	小人 50 円 （中学生まで）
---------------	--	----------	--------------------

」を

「

かじかの里公園キャンプ施設	1 人 1 日につき（当日から翌日午前 9 時まで は、1 日とみなす。）	大人 100 円	小人 50 円 （中学生まで）
ふるさと公園（グラウンドに限る。）	安曇野市体育施設条例別表第 2 の 5 に定める市営明科農村広場の使用料を準用する。		

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日までの間において規則で定める日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の安曇野市公園条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の公園の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 95 号

安曇野市道の駅設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民の交流、道路及び地域の情報の受発信を通じて、道路を使用する者の利便性の向上及び地域資源の有効活用を図るため、安曇野市道の駅（以下「道の駅」という。）を設置する。

(名称等)

第 2 条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
アルプス安曇野ほりがねの里	安曇野市堀金烏川 2696 番地 1

2 道の駅の構成施設は、次のとおりとする。

- (1) 情報交流室
- (2) 公衆便所
- (3) 駐車場

(開館時間等)

第 3 条 道の駅のうち情報交流室の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、道の駅の全部又は一部を休館とすることができる。

(禁止行為)

第 4 条 道の駅において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 4 号及び第 5 号に掲げる行為であって、市長の許可を受けたものはこの限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為
- (2) 道の駅の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失する行為
- (3) 他の使用者に迷惑をかける行為
- (4) 行商、募金その他これに類する行為
- (5) 宣伝、広告等の掲示その他これに類する行為

(使用の許可)

第 5 条 道の駅のうち情報交流室を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用の許可の制限)

第 6 条 市長は、前条に規定する許可の申請があった場合において、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

- (1) 第 4 条各号のいずれかに該当するおそれがあるとき。
- (2) 道の駅の設置目的に反する使用のおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があると認められるとき。

2 市長は、前条の許可をする場合において、道の駅の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は条件を変更することができる。

(1) 使用者が前条第1項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 使用者が詐欺その他不正な行為によって使用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。

(施設等の変更禁止等)

第8条 道の駅の利用者は、道の駅の施設等の現状を変更し、又は特別の設備を設けて、これを使用してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第9条 道の駅の利用者は、使用を終わったときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により道の駅の施設等その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 道の駅の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、道の駅の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 道の駅の施設の使用の許可（第4条ただし書及び第8条ただし書の許可を除く。）に関する業務

(2) 道の駅の施設等の維持管理に関する業務

(3) 道の駅の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、道の駅の休館日又は開館時間を変更することができる。

(読替規定)

第 13 条 第 11 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第 4 条第 3 号及び第 5 条から第 9 条まで(第 8 条ただし書を除く。)の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」とする。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 96 号

室山アグリパーク条例の一部を改正する条例

室山アグリパーク条例(平成 17 年安曇野市条例第 152 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

1 パターゴルフ場使用料

(単位：円)

施設名	使用料		
パターゴルフ場	1 人 1 ラウンド（道具使用料を含む。）	大人	500
		小中学生	300
	2 ラウンド以降 1 人 1 ラウンド		200

2 テニスコート使用料

(単位：1 時間当たり 円)

施設名		使用料			
		A	B	C	D
テニスコート（全天候）	1 面	500	1, 000	1, 500	5, 000
テニスコート（クレ－）	1 面	250	500	750	2, 500

備考

1 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日までの間において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の室山アグリパーク条例の規定は、平成28年 4 月 1 日以後のアグリパークの使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

平成27年 8 月 31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第97号

安曇野市都市公園条例の一部を改正する条例

安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第18条から第20条までを、1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

（体育館等の特例）

第18条 第8条の2、第11条第3項、第12条から第14条まで（使用料は除く。）の規定にかかわらず、有料公園施設（礫山公園を除く。）の管理及び使用の許可等については、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）の例による。

別表第2中

「

礫山公園	体験学習施設Ⅰ
	体験学習施設Ⅱ

」を

「

礫山公園	体験学習施設Ⅰ
	体験学習施設Ⅱ
高家公園	グラウンド

」に

改める。

別表第5を次のように改める。

別表第 5（第11条関係）

1 龍門渚公園施設使用料

（単位：1 時間当たり 円）

施設名		使用料			
		A	B	C	D
運動広場	半面	600	1,200	1,800	6,000
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000
	半面照明（ソフトボール 1 面用）	800	1,600	2,400	8,000
	全面照明（ソフトボール 2 面用）	1,600	3,200	4,800	16,000
テニスコート	1 面	500	1,000	1,500	5,000
	1 面照明	200	400	600	2,000
ゲートボール場	1 面	300	600	900	3,000

備考

1 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

2 三郷文化公園施設使用料

（単位：1 時間当たり 円）

施設名			使用料			
			A	B	C	D
体育館	メインアリーナ	半面	600	1,200	1,800	6,000
		全面	1,200	2,400	3,600	12,000
		半面照明	200	400	600	2,000
		全面照明	400	800	1,200	4,000
		観覧席暖房料	150	150	450	1,500
		トレーニング器具	1 回 300			
		放送設備	150	300	450	1,500
	柔道場	全面	400	800	1,200	4,000
		照明料	200	400	600	2,000
		暖房料	150	150	450	1,500

	剣道場	全面	400	800	1, 200	4, 000
		照明料	200	400	600	2, 000
		暖房料	150	150	450	1, 500
	会議室	全面	300	300	900	3, 000
		冷暖房料	100	100	200	1, 000
	健康相談室	全面	300	300	900	3, 000
		暖房料	100	100	200	1, 000
	グラウンド	半面	600	1, 200	1, 800	6, 000
全面		1, 200	2, 400	3, 600	12, 000	
半面照明（ソフトボール 1 面用）		800	1, 600	2, 400	8, 000	
全面照明（ソフトボール 2 面用）		1, 600	3, 200	4, 800	16, 000	
テニスコート	1 面	500	1, 000	1, 500	5, 000	

備考

- 1 施設を専用しない場合の個人使用（体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 2 使用料の区分
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3 豊科南部総合公園施設使用料

（単位：1時間当たり 円）

施設名		使用料			
		A	B	C	D
テニスコート	1面	500	1,000	1,500	5,000
	1面照明	200	400	600	2,000

備考

- 1 使用料の区分
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 礪山公園施設使用料

(単位：1 時間当たり 円)

施設名	行為等	金額 (円)
体験学習施設Ⅰ	集会、展示会	500
	募金、興行、物品販売	2,500
	冷暖房	300
体験学習施設Ⅱ	集会、展示会	1,000
	募金、興行、物品販売	5,000
	冷暖房	1,000
備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。		

5 高家公園グラウンド使用料

(単位：1 時間当たり 円)

施設名		使用料			
		A	B	C	D
グラウンド	全面	500	1,000	1,500	5,000
備考					
1 使用料の区分					
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合					
2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。					

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- この条例による改正後の安曇野市都市公園条例の規定は、平成28年4月1日以後の施設の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。

平成27年8月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第98号

安曇野市営住宅条例の一部を改正する条例

安曇野市営住宅条例（平成17年安曇野市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第30条又は」を「第21条又は」に、「第30条の規定より」を「第40条の規定により」に、「第3号及び第4号」を「第1号及び第3号から第5号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年8月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第99号

安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例

安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第8条を第11条とし、第7条を第10条とする。

第6条の見出し中「不還付」を「還付」に改め、同条中「既に納付した使用料は」を「納付された使用料は、」に改め、同条ただし書中「次に掲げる場合に限り」を「市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは」に改め、同条第1号中「理由で」を「理由により」に改め、同条第2号中「の期日前」を「を開始する前6日まで」に、「許可を取り消された」を「取消し又は変更の申出があった」に改め、同条第3号を次のように改める。

（3） 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第6条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（原状の回復義務）

第9条 使用者は、学校施設等の使用を終了したとき、又は使用を停止したときは、直ちに学校施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

第5条中「上その他特別な事情」を「その他特に必要」に、「認めた」を「認める」に、「減免を行う」を「全部又は一部を減免する」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出し中「の額」を削り、同条中「使用料」を「学校施設等を使用する者」に、「額とし、特別の事情がない場合は、」を「使用料を」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とする。

第2条中「申請書を安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し」を「あらかじめ教育委員会に申請し」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（使用時間及び開館時間）

第2条 学校施設の使用時間は、別表のとおりとする。

2 学校施設のうち屋内体育施設の開館時間は、午前8時50分から午後9時40分までとする。

3 安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要と認めるときは、使用時間及び開館時間を変更することができる。

（休場日及び臨時休場）

第3条 学校施設の休場日は、別表のとおりとする。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第6条関係）

1 豊科地域学校施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び使用時間			使用料	休場日
豊科南 小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	600	学校教育上及び 管理上支障があ ると認めるとき 12月28日から翌 年1月4日まで の日 屋外学校施設に おいて、特定の 競技以外は、12 月から3月まで の冬期閉鎖の間
		全面	1,200	
		片面照明	200	
		全面照明	400	
	校庭 午前5時から午後9時 30分まで	全面	600	
		全面照明	800	
	ふるさとの部屋 午前9時から午後9時30分まで		300 (暖房料100)	
	多目的ホール 午前9時から午後9時30分まで		300 (暖房料200)	
豊科北 小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	全面	600	
		全面照明	200	
	校庭 午前5時から日没まで	全面	600	
豊科東 小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	600	
		全面	1,200	
		片面照明	200	
		全面照明	400	
	校庭 午前5時から日没まで	全面	600	

豊科南 中学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	片面	600
		全面	1,200
		片面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	600
豊科北 中学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	片面	600
		全面	1,200
		片面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	600

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

2 穂高地域学校施設

(単位：1 時間当たり 円)

区分及び使用時間		使用料	休場日
穂高南 小学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	片面	学校教育上及び 管理上支障があ ると認めるとき 12 月 28 日から翌 年 1 月 4 日まで の日
		全面	
		片面照明	
		全面照明	
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	
穂高北 小学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	片面	屋外学校施設に おいて、特定の 競技以外は、12 月から 3 月まで の冬期閉鎖の間
		全面	
		片面照明	
		全面照明	
	南校庭 午前 5 時から午後 9 時 30分まで	全面	
		全面照明	
穂高西 小学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時	全面	
		全面照明	

	30分まで		
	校庭	全面	600
	午前 5 時から日没まで		
	講堂	全面	600
	午前 9 時から午後 9 時	全面照明	200
穂高東 中学校	30分まで		
	体育館	半面	600
		全面	1,200
	午前 9 時から午後 9 時	半面照明	200
		全面照明	400
	30分まで		
	講堂	半面	600
		全面	1,200
	午前 9 時から午後 9 時	半面照明	200
		全面照明	400
	30分まで		
	柔剣道室	全面	400
		全面照明	200
	午前 9 時から午後 9 時		
穂高西 中学校	30分まで		
	校庭	全面	600
		全面照明	800
	午前 5 時から午後 9 時		
	30分まで		
	体育館	半面	600
		全面	1,200
	午前 9 時から午後 9 時	半面照明	200
		全面照明	400
	30分まで		
	校庭	全面	600
		全面照明	800
	午前 5 時から午後 9 時		
	30分まで		
	柔剣道室	全面	400
		全面照明	200
	午前 9 時から午後 9 時		
	30分まで		

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

3 三郷地域学校施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び使用時間			使用料	休場日
三郷小 学校	第2体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	600	学校教育上及び 管理上支障があ ると認めるとき 12月28日から翌 年1月4日まで の日 屋外学校施設に おいて、特定の 競技以外は、12 月から3月まで の冬期閉鎖の間
		全面	1,200	
		片面照明	200	
		全面照明	400	
三郷中 学校	講堂 午前9時から午後9時 30分まで	全面	600	屋外学校施設に おいて、特定の 競技以外は、12 月から3月まで の冬期閉鎖の間
		全面照明	200	
	校庭 午前5時から午後9時 30分まで	全面	600	
		全面照明	800	

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 堀金地域学校施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び使用時間			使用料	休場日
堀金小 学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	600	学校教育上及び 管理上支障があ ると認めるとき 12月28日から翌 年1月4日まで の日 屋外学校施設に おいて、特定の 競技以外は、12 月から3月まで の冬期閉鎖の間
		全面	1,200	
		片面照明	200	
		全面照明	400	
	校庭 午前5時から午後9時 30分まで	全面	600	
		全面照明	800	
堀金中 学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	600	屋外学校施設に おいて、特定の 競技以外は、12 月から3月まで の冬期閉鎖の間
		全面	1,200	
		片面照明	200	
		全面照明	400	
	多目的室 午前9時から午後9時	多目的室A	300 (暖房料100)	

	30分まで	多目的室 B	300 (暖房料100)
	校庭		
	午前 5 時から午後 9 時	全面	600
	30分まで		

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

5 明科地域学校施設

(単位：1 時間当たり 円)

区分及び使用時間			使用料	休場日	
明南小 学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	片面	600	学校教育上及び 管理上支障があ ると認めるとき 12月28日から翌 年 1 月 4 日まで の日 屋外学校施設に おいて、特定の 競技以外は、12 月から 3 月まで の冬期閉鎖の間	
		全面	1,200		
		片面照明	200		
		全面照明	400		
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	600		
明北小 学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	片面	600		
		全面	1,200		
		片面照明	200		
		全面照明	400		
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	600		
明科中 学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	片面	600		
		全面	1,200		
		片面照明	200		
		全面照明	400		
	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30分まで	全面	600		

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日までの間において教育委員会規則で定める日から施行

する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の安曇野市学校施設使用条例の規定は、平成28年4月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

平成27年8月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第100号

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例

安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「月曜日」を「毎月第2及び第4月曜日」に改める。

別表第1中「2753番地1」を「2750番地1」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

1 会議室等使用料

名称		1時間当たりの使用料
豊科公民館	小会議室	120円
	中会議室	250円
	大会議室	400円
	研修室	120円
	講座室	250円
	和室	250円
穂高公民館	第1会議室	250円
	第2会議室	400円
	第3会議室	400円
	児童室	250円
	講義室	400円
	調理実習室	810円
	視聴覚室	810円
	講堂	1,630円
三郷公民館	会議室101	320円
	会議室102	320円
	会議室201	400円
	和室	250円
	講義室	400円
	スタジオ101	250円
	調理実習室	810円
	創作室	320円
	スタジオ201	400円
	講堂	1,220円

堀金公民館	会議室 1	400円
	会議室 2	250円
	会議室 3	250円
	会議室 4	250円
	調理実習室	810円
	創作室	320円
	スタジオ 1	250円
	スタジオ 2	810円
	講堂	1, 220円
明科公民館	講義室 1	320円
	講義室 2	320円
	講義室 1 ・ 講義室 2	400円
	会議室 2	120円
	和室 1	250円
	和室 2	250円
	和室 1 ・ 和室 2	320円
	和室 3	120円
	調理実習室	810円
	創作室	400円
	講堂	1, 220円

備考

- 1 使用時間が 1 時間単位でない場合は、次の額を徴収する。
 - (1) 30分以内の場合 1 時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
 - (2) 30分を超え 1 時間未満の場合 1 時間当たりの使用料に相当する額
- 2 使用者が入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合は、規定の料金の 2 倍に相当する額を徴収する。

2 設備及び備品使用料

種類	1 時間当たりの使用料
移動式ポータブルアンプ	1 式 130 円
プロジェクター	1 台 700 円
携帯用スクリーン	1 台 100 円
アップライトピアノ	1 台 330 円
グランドピアノ	1 台 500 円
講堂ステージ照明	1 式 400 円

マイクrophon	1 台 130 円
放送設備（講堂）	1 式 500 円
放送設備（会議室）	1 式 160 円
講堂スクリーン	1 台 100 円
天幕、テント	1 日につき 1 張 500 円
展示パネル（支柱 2 本含む。）	1 日につき 1 組 300 円

備考 使用時間が 1 時間単位でない場合は、次の額を徴収する。

1 30分以内の場合 1 時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

2 30分を超え 1 時間未満の場合 1 時間当たりの使用料に相当する額

3 安曇野市豊科公民館ホール使用料

	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	1 時間当たりの冷暖房使用料
入場料を徴収しない場合	12,600 円	20,000 円	22,100 円	52,000 円	4,700 円
入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合	16,380円	26,000円	28,730円	67,600円	

備考

1 定められている区分以外に使用する場合は、次の区分に応じた額（10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を徴収する。

（1） 午前 9 時前の場合 午前 9 時から正午までの使用料に時間当たり 100 分の 30 を乗じて得た額

（2） 正午から午後 1 時まで（午前 9 時から午後 5 時まで又は午前 9 時から午後 9 時 30 分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前 9 時から正午までの使用料に 100 分の 30 を乗じて得た額

（3） 午後 5 時から午後 6 時まで（午前 9 時から午後 9 時30分まで又は午後 1 時から午後 9 時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後 1 時から午後 5 時までの使用料に100分の40を乗じて得た額

（4） 午後 9 時30分後の場合 午後 6 時から午後 9 時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

2 ホールステージのみを使用する場合、レクリエーション場のみを使用する場合又はホワイエのみを使用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10

円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を徴収する。

4 安曇野市豊科公民館ホール設備及び備品使用料

種類	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで	午前 9 時から午後 9 時30分まで
グランドピアノ	1 台 3,000 円	1 台 3,000 円	1 台 3,000 円	1 台 9,000 円
照明 A セット	1 式 2,800 円	1 式 2,800 円	1 式 2,800 円	1 式 8,400 円
照明 B セット	1 式 4,200 円	1 式 4,200 円	1 式 4,200 円	1 式 12,600 円
フォローピンスポットライト	1 台 2,800 円	1 台 2,800 円	1 台 2,800 円	1 台 8,400 円
ローアーホリゾントライト	1 列 1,000 円	1 列 1,000 円	1 列 1,000 円	1 列 3,000 円
アッパーホリゾントライト	1 列 1,000 円	1 列 1,000 円	1 列 1,000 円	1 列 3,000 円
ボーダーライト	1 列 1,000 円	1 列 1,000 円	1 列 1,000 円	1 列 3,000 円
フットライト	1 列 1,000 円	1 列 1,000 円	1 列 1,000 円	1 列 3,000 円
マイクロフォン	1 台 500 円	1 台 500 円	1 台 500 円	1 台 1,500 円
放送装置基本セット	1 式 2,100 円	1 式 2,100 円	1 式 2,100 円	1 式 6,300 円
催事収録用集音マイク装置	1 式 4,000 円	1 式 4,000 円	1 式 4,000 円	1 式 12,000 円
スクリーン	1 台 1,000 円	1 台 1,000 円	1 台 1,000 円	1 台 3,000 円
音響反射板	1 式 4,200 円	1 式 4,200 円	1 式 4,200 円	1 式 12,600 円

備考

1 定められている区分以外に使用する場合は、次の区分に応じた額（10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を徴収する。

- (1) 午前 9 時前の場合 午前 9 時から正午までの使用料に時間当たり 100 分の 30 を乗じて得た額
- (2) 正午から午後 1 時まで（午前 9 時から午後 5 時まで又は午前 9 時から午後 9 時 30 分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前 9 時から正午までの使用料に 100 分の 30 を乗じて得た額
- (3) 午後 5 時から午後 6 時まで（午前 9 時から午後 9 時30分まで又は午後 1 時から午後 9 時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後 1 時から午後 5 時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
- (4) 午後 9 時30分後の場合 午後 6 時から午後 9 時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

- 2 「照明Aセット」とは、ボーダーライト及び第1・第2サスペンションライトをいい、「照明Bセット」とは「照明Aセット」にサイドスポットライト及びフロントスポットライトを追加したものをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第6条第1項第1号及び別表第1の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成28年4月1日以後の公民館の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

平成27年8月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第101号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（使用時間及び開館時間）」に改め、同条第1項中「開場時間」を「使用時間（安曇野市穂高プールにあっては、開場時間。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「開場時間」を「使用時間及び開館時間」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「開場時間」を「使用時間及び開館時間」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 体育施設のうち屋内体育施設の開館時間は、午前8時50分から午後9時40分までとする。

第9条中「及び別表第3」を削る。

第11条第2号中「前2日」を「前6日」に改める。

第12条第2項中「及び別表第3」を削る。

第14条第2号中「前2日」を「前6日」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条、第9条、第12条関係）

1 安曇野市豊科地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び使用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
豊科南社会体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面		600	1,200	1,800	6,000	12月28日から翌 年1月4日まで の日 屋外体育施設に おいて、特定の 競技以外は、12 月から3月まで の冬期閉鎖の間 （テニスコート 及びアーチェリ 練習場は除く。） 管理上支障があ ると認められる とき
	全面		1,200	2,400	3,600	12,000	
	片面照明		200	400	600	2,000	
	全面照明		400	800	1,200	4,000	
豊科武道館 柔道場 剣道場 午前9時から午後9時 30分まで	全面		400	800	1,200	4,000	
	照明料		200	400	600	2,000	
豊科弓道場 午前9時から午後9時 30分まで	全面		400	800	1,200	4,000	
市営県民豊科運動広場 午前5時から午後9時 30分まで	片面		600	1,200	1,800	6,000	
	全面		1,200	2,400	3,600	12,000	
	片面照明		1,000	2,000	3,000	10,000	
	全面照明		2,000	4,000	6,000	20,000	
豊科屋内ゲートボール 場 午前9時から午後9時 30分まで	全面		600	1,200	1,800	6,000	
	照明		200	400	600	2,000	
豊科勤労者総 体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面		600	1,200	1,800	6,000	
	全面		1,200	2,400	3,600	12,000	

合 合 ス ポ ー ツ 施 設	後 9 時 30 分 まで	片面照明	200	400	600	2,000
		全面照明	400	800	1,200	4,000
	テニスコート	1 面	500	1,000	1,500	5,000
	午前 5 時から午 後 9 時 30 分 まで	1 面照明	200	400	600	2,000
梓 橋 運 動 広 場	午前 5 時から日 没まで	全面	500	1,000	1,500	5,000
高 家 ス ポ ー ツ 広 場	多目的グラウン ド東	片面	600	1,200	1,800	6,000
	午前 5 時から日 没まで	全面	1,200	2,400	3,600	12,000
	多目的グラウン ド西	全面	600	1,200	1,800	6,000
	アーチェリー練 習場	全面	400	800	1,200	4,000
	午前 5 時から日 没まで					

備考

- 1 施設を専用しない場合の個人使用（豊科勤労者総合スポーツ施設体育館及び高家スポーツ広場アーチェリー練習場に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 2 使用料の区分
 - A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合
 - B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合
 - C スポーツ以外で入場有料の場合
 - D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 安曇野市穂高地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び使用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
安	アリーナ	片面	800	1,600	2,400	8,000	
曇	午前 9 時から午後	全面	1,600	3,200	4,800	16,000	

野 市 穂 高 総 合 体 育 館	9時30分まで	半面照明	200	400	600	2,000	12月28日から翌 年1月4日までの日 屋外体育施設に おいて、特定の 競技以外は、12 月から3月まで の冬期閉鎖の間 (テニスコート は除く。) 管理上支障があ ると認められる とき
		全面照明	400	800	1,200	4,000	
		ステージ	200	400	600	2,000	
		ステージ照明	400	800	1,200	4,000	
		放送施設	500	1,000	1,500	5,000	
	柔剣道室 午前9時から午後 9時30分まで	全面	400	800	1,200	4,000	
	卓球室 午前9時から午後 9時30分まで	全面	1,200	2,400	3,600	12,000	
	フィットネスルー ム 午前9時から午後 9時30分まで	全面	500	500	1,500	5,000	
		冷暖房料	150	150	450	1,500	
	ミーティングルー ム 午前9時から午後 9時30分まで	全面	無料	200	400	400	
		冷暖房料	無料	70	150	150	
	プレイルーム 午前9時から午後 9時30分まで	全面	300	300	900	3,000	
		冷暖房料	100	100	200	1,000	
安 曇 野 市 牧 体	アリーナ 午前9時から午後 9時30分まで	全面	600	1,200	1,800	6,000	
		全面照明	200	400	600	2,000	
		暖房料					
		(ストーブ					
		1台あたり)	150	300	450	1,500	

育 館		放送施設	150	300	450	1,500	
	研修室	全面	無料	200	400	400	
	午前 9 時から午後 9 時30分まで	暖房料	無料	70	150	150	
	ゲートボール場	1 面	300	600	900	3,000	
市営西穂高運動場 午前 5 時から午後 9 時 30分まで		半面	600	1,200	1,800	6,000	
		全面	1,200	2,400	3,600	12,000	
		半面照明 (ソフトボー ル 1 面用)	800	1,600	2,400	8,000	
		全面照明 (ソフトボー ル 2 面用)	1,600	3,200	4,800	16,000	
		全面照明 (野 球 1 面 用)	2,000	4,000	6,000	20,000	
		放送施設	100	200	300	1,000	
市営有明運動場 午前 5 時から午後 9 時 30分まで		半面	600	1,200	1,800	6,000	
		全面	1,200	2,400	3,600	12,000	
		半面照明 (ソフトボー ル 1 面用)	800	1,600	2,400	8,000	
		全面照明 (ソフトボー ル 2 面用)	1,600	3,200	4,800	16,000	
		ゲ ー ト ボ ー ル 場	300	600	900	3,000	
市営北穂高運動場 午前 5 時から午後 9 時 30分まで		全面	600	1,200	1,800	6,000	
		全面照明 (ソフトボー ル 1 面用)	800	1,600	2,400	8,000	
市営牧運動場 午前 5 時から午後 9 時 30分まで		半面	1,000	2,000	3,000	10,000	11月から 5 月中 旬までの冬期閉 鎖の間 その他芝生養生
		全面	2,000	4,000	6,000	20,000	

	全面照明	1,600	3,200	4,800	16,000	の日 上記以外は、他の運動場と同様の扱い
--	------	-------	-------	-------	--------	-------------------------

備考

- 1 施設を専用しない場合の個人使用（穂高総合体育館アリーナ、柔剣道場室、卓球室、フィットネスルーム及びプレイルーム並びに牧体育館アリーナに限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 2 使用料の区分
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。
- 4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3 安曇野市三郷地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び使用時間		使用料				休場日
		A	B	C	D	
三郷体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	600	1,200	1,800	6,000	12月28日から翌 年1月4日まで の日
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000	
	片面照明	200	400	600	2,000	
	全面照明	400	800	1,200	4,000	
三郷競技場 午前5時から午後9時 30分まで	片面	600	1,200	1,800	6,000	屋外体育施設に おいて、特定の 競技以外は、12 月から3月まで の冬期閉鎖の間 管理上支障があ ると認められる とき
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000	
	片面照明（ソ フトボール1 面用）	800	1,600	2,400	8,000	
	全面照明（ソ フトボール2 面用）	1,600	3,200	4,800	16,000	

備考

- 1 施設を専用しない場合の個人使用（三郷体育館に限る。）は、小学校入学前及

び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。

2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 安曇野市堀金地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び使用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
市営堀金総合運動場	総合グラウンド 午前5時から午後9時30分まで	半面	600	1,200	1,800	6,000	12月28日から翌年1月4日までの日 屋外体育施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間（テニスコートは除く。）
		全面	1,200	2,400	3,600	12,000	
		半面照明（ソフトボール1面用）	800	1,600	2,400	8,000	
		全面照明（ソフトボール2面用）	1,600	3,200	4,800	16,000	
		全面照明（野球1面用）	2,000	4,000	6,000	20,000	
		放送施設	100	200	300	1,000	
	テニスコート 午前5時から午後9時30分まで	1面	500	1,000	1,500	5,000	
		1面照明	200	400	600	2,000	
	会議室	全面	無料	300	600	600	
堀金総合体育館	メインアリーナ 午前9時から午後9時30分まで	半面	800	1,600	2,400	8,000	管理上支障があると認められるとき
		全面	1,600	3,200	4,800	16,000	
		半面照明	200	400	600	2,000	
		全面照明	400	800	1,200	4,000	
		放送設備	150	300	450	1,500	
	柔道場、剣道場 午前9時から午後9時30分まで	全面	400	800	1,200	4,000	
		照明料	200	400	600	2,000	
		全面	800	1,600	2,400	8,000	

サブアリーナ 午前 9 時から午後 9 時30分まで	照明料	200	200	400	2,000
	冷暖房料	1,200	1,200	2,400	12,000
	放送施設	500	500	1,000	5,000
	移動観覧席	無料	500	1,000	5,000
	ステージ	200	200	400	2,000
	ステージ照明	400	400	800	4,000
体力相談室（ミー ティングルーム） 午前 9 時から午後 9 時30分まで	全面	500	500	1,500	5,000
	冷暖房料	150	150	450	1,500
堀金多目的屋内運動場 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	600	1,200	1,800	6,000
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000
	半面照明	200	400	600	2,000
	全面照明	400	800	1,200	4,000
備考					
1 施設を専用しない場合の個人使用（堀金総合体育館及び堀金多目的屋内運動場に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。					
2 使用料の区分					
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合					
3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。					
4 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。					

5 安曇野市明科地域体育施設

（単位：1 時間当たり 円）

区分及び使用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
明 科 体 育 館	体育室 午前 9 時から午後 9 時30分まで	半面	600	1,200	1,800	6,000	12月28日から翌 年 1 月 4 日まで の日
		全面	1,200	2,400	3,600	12,000	
		半面照明	200	400	600	2,000	
		全面照明	400	800	1,200	4,000	
	柔道場、剣道場 午前 9 時から午後 9 時30分まで	全面	400	800	1,200	4,000	
		照明料	200	400	600	2,000	

市営明科農村広場 午前5時から日没まで	半面	600	1,200	1,800	6,000	屋外体育施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間 管理上支障があると認められるとき
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000	

備考

- 1 施設を専用しない場合の個人使用（明科体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 2 使用料の区分
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。
- 4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

6 安曇野市穂高プール

区分		使用単位	利用料金 (円)	開場時間	期間	休場日
穂高プール	中学生以下	1回1人につき	300	午前9時30分から午後6時まで	7月上旬から9月上旬まで	教育委員会等が特に必要と認める日
	16歳（高校生）以上	1回1人につき	500			
	ロッカー	1回につき	100			

備考

- 1 1回の単位は、1回の入場をいい、最高1日とする。
- 2 1歳未満児、75歳以上の者及び付添い（遊泳しない）者は、無料とする。

7 その他の体育施設

施設名	利用料金	休場日
豊科水辺マレットノース18		教育委員会が特に必要と認める日

豊科水辺公園マレットゴルフ場	無料	
権現宮マレットゴルフ場		教育委員会等が特に必要と認める日
立足マレットゴルフ場		12月から3月中旬まで冬期閉鎖の間
高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場		
黒沢マレットゴルフ場		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の安曇野市体育施設条例の規定は、平成28年4月1日以後の施設の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。

平成27年8月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘